

「学校の組織力向上プラン」第3回検討会議 参考資料

頁

<文部科学省 平成29年度概算要求関係>

- | | |
|---|---|
| ○ 「次世代の学校」指導体制実現構想
(義務教育費国庫負担金) | 1 |
| ○ 多彩な人材の参画による学校の教育力の向上
(補習等のための指導員等派遣事業) | 2 |
| ○ 学校現場における業務改善加速事業 | 3 |
| ○ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 | 4 |
| ○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる
教育相談体制の充実 | 5 |
| ○ 運動部活動の在り方に関する調査研究事業 | 6 |

「次世代の学校」指導体制実現構想（平成29～38年度までの10ヶ年計画）

「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図る。

特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保する。【義務標準法の改正】

《義務教育費国庫負担金》

平成29年度要求額：1兆5,185億円(対前年度▲86億円)

- ・教職員定数の改善 +65億円(+3,060人)
- ・教職員定数の自然減 ▲67億円(▲3,100人)
- ・メリハリある給与体系の推進 +3億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲87億円

(参考)被災した児童生徒のための学習支援として
前年同(1,000人)で要求【復興特別会計】

« »内はH38年度までの改善予定数

☆教職員定数の改善

3,060人«29,760人»

1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現

- ①小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実 330人«1,260人»
- ②主体的・対話的で深い学びの充実（「アクティブラーニング」の視点からの授業改善） 250人«6,900人»

2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育

- ①発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実 基礎定数化 890人«8,900人»
- ②外国人児童生徒等教育の充実 基礎定数化 190人«1,900人»
- ③貧困等に起因する学力課題の解消 400人«1,000人»
- ④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 400人«1,850人»
- ⑤統合校・小規模校への支援 150人«1,000人»

①・②は、基礎定数化（対象児童生徒数に応じた算定）により、安定的・計画的な教員採用・配置を促進

3. 「次世代の学校・地域」創生プランの推進

- ①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進 50人 «200人»
- ②「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備 300人«6,450人»
 - ・学校事務職員
 - ・養護教諭
 - ・栄養教諭等
- ③提案型「先導的実践加配制度」の創設 100人 «300人»
 - ・全国的な教育課題の解決に寄与する先導的な教育政策の実証研究を促進

■今後の教職員定数の見通し

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定

区分	H29～H38	うちH29
定数改善(a)	29,760	3,060
自然減(b)	▲45,400	▲3,100
差し引き増減(a+b)	▲15,640	▲40

※ 厳しい財政状況を勘案し、真に必要性の高い事項に限定することにより、
国民に追加的な財政負担を求めるないように最大限努める。

☆教員給与の改善 部活動指導業務手当の改善：3,000円→3,600円（H30.1～） 等

メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げ

多様な人材（退職教職員、教員志望の大学生など）がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

○平成29年度要求：13,000人（義務教育諸学校分：11,700人、高等学校分：1,300人）
○都道府県・政令市が実施する下記のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置事業に要する経費の1／3以内を補助
《事業の概要》

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
⇒理解が十分でない児童生徒への放課後などを使った補習授業
- 習熟度別少人数指導、ティームティーチングなど、理解度に差のつきやすい授業に加わり、サポート

学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
⇒不登校の児童生徒宅への家庭訪問
⇒保健室登校の児童生徒に対する補習授業や教育相談
- はじめへの対応
⇒はじめに悩む児童生徒の相談対応 等

その他

（教員業務支援、教員の指導力向上等）

- 教材の開発・作成などのサポート

- 教員の授業準備・連絡調整等の業務補助
- 校長経験者による新人教員への授業指導

- 就職支援
⇒地元企業との連携や、新規の就職先の開拓 等

- 子供の体験活動の実施への支援

- 中学校における部活動指導支援

教員とサポートスタッフの連携により、学校教育活動が一層充実！

チーム学校

学校現場における業務改善加速事業

29年度要請額 4,6億円
(28年度予算額 1,0億円)

教員の担うべき業務に専念できる環境を確保し長時間労働という働き方を改善することで、子供と向き合う時間を確保する必要がある。そのため、国、国、教育委員会（都道府県・市町村）、学校が有機的に連携し、一体的・総合的に業務改善を推進する。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

重慶モーテル地域を基点し、教職員や業務アシスタンート等の配置などにより業務改訂の取組みを分析、広く全国に発信。普及・動機づけの改訂の取組みを実施

委託

都道府県・政令市

都道府県として域内の学校の業務改善に取り組むとともに、市町村と連携して業務改善を加速するための体制を構築し、成果を県下に波及

- 重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタンート等の配置
- 県の業務改善ボリューム（KPI含む）を策定
- 県下の業務改善促進のための協議会の開催
- 教職員の意識改革のための実施
- 取組のフォローアップの実施、指導・助言・援助
- 事業成果としてKPIの達成状況等をフィードバック
- (例) 総勤務時間や事務・部活動時間等の変化
負担感の変化
創出した時間による教育面の充実度 等

取組内容例

市町村（政令市含む）

管下全域で集中的に業務改善を推進

- 自治体の業務改善ボリューム（KPI含む）を策定
- 業務改善の取組の実施
 - ・教員の行う業務の明確化
 - ・部活動に関する休養日の明確な設定
 - ・時間管理の徹底、研修の実施 等
- 取組のフォローアップの実施、指導・助言・援助
 - ・勤務状況の改善の成果を分析
 - ・勤務時間や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果等、勤務状況の改善の成果を分析
- 事業成果としてKPIの達成状況等をフィードバック

地域指定

地域指定

業務改善アドバイザリーボード

■業務改善アドバイザリーの派遣(20名程度)

■助言 (20名程度)

■指導言語モデルの構築

■業務改善の取組の実施

■業務改善アドバイザリーによる指導

■長時間労働是正のための監視

■長時間労働は是正を旨とする指針

■全国的なモデルオーラムの開催

長時間労働是正キャンペーンの実施

■業務改善の基礎的調査研究の実施

■研修会等による業務改善の推進を実施

■長時間労働調査研究を実施

■業務改善の基礎的調査研究の実施

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

平成29年度概算要求額: 77億円(平成28年度: 57億円) ※【関連施策】は含まない

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生会議(第一次、第五次、第九次見直し)や「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止」のための具体的な方針などを踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応、また子供の貧困对策に関する大綱を踏まえ、貧困を背景とした生徒指導上の課題への対応、「チーム学校」の整備を踏まえた、専門人材の配置充実、さらにはいじめ問題をはじめとする生徒指導上の課題に対応するため、これまでの「いじめ対策等総合推進事業」を拡充し、地方公共団体等におけるいじめ問題等への対応や教育委員会・学校・関係機関等の連携による不登校児童生徒へのきめ細やかな支援体制を実行する。

■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校等の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・スーパーバイザー(47人)の配置、連絡協議会の開催
- ・研修を通じた質向上の取組の支援

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
H29: 26,000校 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区(約1万人)に配置
H29: 5,000人 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットパトロール等への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うため職員を派遣)

■未然防止 (道徳教育等の推進、体験活動の推進)【関連施策】

①道徳教育の抜本的改善・充実

- ・「私たちの道徳」をはじめとする道徳の教材の充実、家庭・地域との連携強化などを実施



②健全育成のための体験活動の推進

- ・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

■教員研修及び教職員の指導体制整備 【関連施策】

①教職員定数の改善

- ・「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応するための教職員定数を改善。
その中で、いじめ等の問題行動への対応として400人の定数改善を計上。



②教員研修の充実

- ・教員研修センターにおいて、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

■いじめ対策・不登校支援等推進事業

【いじめ対策・不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

- ①自殺予防、貧困などに対する効果的な取組に関する調査研究
- ②脳科学・精神科学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
- ③学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究
- ④いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究【新規】
 - ・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、いじめの防止等の対策に関わることにより、法的側面からのいじめの抑止、法令に基づく対応の徹底等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた先進的な取組の開発のための調査研究
- ⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けたモデル事業【新規】
 - ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための事業
- ⑥不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備に向けた実践研究【新規】
 - ・教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究
- ⑦不登校児童生徒を受け入れている民間団体等の自主的な取組の促進に関する調査研究【新規】
 - ・不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われるよう、不登校児童生徒を受け入れている民間団体等の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

—平成29年度概算要求—

スクールカウンセラー等活用事業

平成29年度概算要求額 5,245百万円
(平成28年度予算額4,527百万円)補助率:1/3

公立中学校週5日体制の実施 200校(200校)
【35週*4h*5日】

全公立中学校に対する配置(週1日) 9, 800校(9, 800校)
【35週*4h* 1日】

貧困対策のための重点点加配(週1日追加) 1, 800校(1, 000校)
【35週*4h * 1日】

虐待対策のための重点点加配(週1日追加) 400校(新規)
【35週*4h * 1日】

※支援が必要な学校に彈力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

小中連携型配置の拡充 (週2日追加)4, 600校(2, 500校)
【35週*4h * 2日】

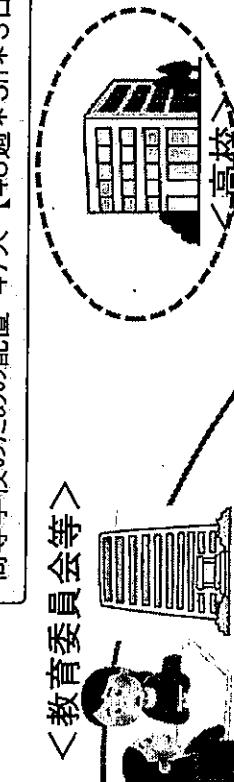
<中学校>

小中連携型配置の拡充 4, 600校(2, 500校)
<小学校>

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成29年度概算要求額 1,643百万円
(平成28年度予算額972百万円)補助率:1/3

高等学校のための配置 47人 【48週*3h*3日】



<教育委員会等>



質向上のためのSV配置 47人 【48週*3h*5日】
研修会・連絡協議会の支援等

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組
【35週*4h*1日】

教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日) 1, 147箇所(250箇所)
【48週*3h*1日】

小中学校のための配置 5, 000人(3, 000人)
【48週*3h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

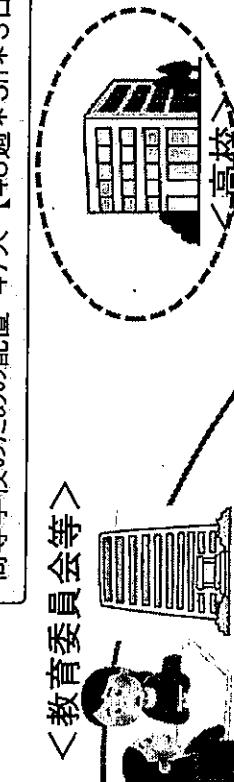
虐待対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成29年度概算要求額 1,643百万円
(平成28年度予算額972百万円)補助率:1/3

高等学校のための配置 47人 【48週*3h*3日】



<教育委員会等>



質向上のためのSV配置 47人 【48週*3h*5日】
研修会・連絡協議会の支援等

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組
【35週*4h*1日】

教育支援センター(適応指導教室)の機能強化(週1日) 1, 147箇所(250箇所)
【48週*3h*1日】

小中学校のための配置 5, 000人(3, 000人)
【48週*3h*1日】

貧困対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 1, 800人(1, 000人)
【48週*3h*1日】

虐待対策のための重点加配(週1日追加) 400人(新規)
【48週*3h*1日】

目標平成31年度までに、スクールカウンセラーを全ての中学校区(約1万人)に配置
H29:5,000人
(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

運動部活動の在り方にに関する調査研究事業

(新規)
29年度概算要求額：220,000千円

概要

運動部活動に関する総合的な実態調査及びスポーツ医科学の観点を取り入れた適切な練習時間等に関する調査研究等を行うとともに、民間活力による新たな運動部活動の仕組みを構築するための実践研究を行う。

- 運動部活動は、生徒にとってスポーツに親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義が高いが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒、教員ともに様々な無理や弊害を生むことがある。
- 生徒の健全な育成及び教員の負担の軽減の観点から、休養日の設定の徹底をはじめ、運動部活動の見直しを行い、運営の適正化を推進する必要があるが、平成13年度以降、運動部活動に関して詳細な調査が行われていないことから、運動部活動の総合的な実態調査等を行い、それらの結果を踏まえたガイドラインを策定する必要がある。
- 教員の負担の軽減を図りつつ、運動部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等の幅広い協力を得ていくことが重要である。活動の指導のみならず、顧問、単独での引率等を行うことができる環境整備を進めていく必要がある。

事業

運動部活動に関する実態調査

中学校・高等学校の教員、生徒、保護者、外部指導者等を対象とした運動部活動に関する総合的な実態調査を実施する。

運動部活動に関するスポーツ医科学的調査研究

スポーツ医科学の観点を取り入れた、生徒の発達段階や学校生活への影響を考慮した練習時間や休養日の設定に関する調査研究を実施する。

民間活力による運動部活動の実践研究 体制の構築のための実験研究

民間活力による新たな運動部活動の仕組みを構築するための課題を探り出し、その解決策について実践研究を行う。

調査結果を反映

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定

運動部活動における休養日の設定等や、地域のスポーツ指導者等の活動に際しての留意事項等について明確にした運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定する。

